

デロイトトーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.170 January 2017

Contents

税務情報

中国税関総署による 2017 年版「HS 品目表」改正リストの公布

～デロイト中国発行「Tax Analysis」～ 2

税務情報 Q&A

Q: 中国では税関による調査が活発化していると聞いていますが、何か 制度改正等があったのでしょうか？ 5

中国業務に関する主なお問合せ先 7

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、以下の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

税務情報

中国税関総署による 2017 年版「HS 品目表」改正リストの公布 ～デロイト中国発行「Tax Analysis」～

中国税関総署は 2016 年 9 月 2 日に 2017 年版「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」(HS 条約)における HS 品目表改正リストの中国語版を公布した(税関総署公告 2016 年第 48 号¹)。当該改正リストは 2017 年 1 月 1 日から発効する。

背景

HS 品目表は世界税関機構(以下「WCO」)によって制定された貿易取引ツールであり、「国際貿易の世界共通言語」として知られている。現在、200 以上の国・地域および経済連合が HS 品目表を使用しており、世界の貿易の 98%以上は HS 品目表に基づく品目分類が行われている。HS 品目表は、6 桁の番号によって構成される多目的の商品分類リストであり、主に下記の用途に用いられる:

- 関税率の設定
- 原産地の決定(例えば、「HS コードの 4 桁変更(CTH ルール)」は原産地規則の一つとして用いられている)
- 内国税の徴収(例えば、特定の品目に分類される商品に対して、輸入段階で課される消費税)
- 貿易交渉(例えば、世界貿易機関(WTO)譲許表や情報技術協定(ITA)譲許表等に関する交渉)
- 貿易制限品目のモニター(廃棄物、麻薬、化学兵器、オゾン層破壊物資等)
- その他の用途(例えば、中国における輸出税額還付率表の作成)

WCO は 5 年ごとに HS 品目表の見直しを行っている。2017 年版の HS 品目表は、貿易と産業の現状とトレンドに合わせて、2012 年版に基づき改正されたものである。中国は、2017 年から WCO による 2017 年版 HS 品目表を実施する予定であり、今回公布された 48 号公告は、WCO による 2017 年版 HS 品目表における改正リストの中国語版に当たる。

2017 年版 HS 品目表における主な変更点²

2017 年版 HS 品目表は 2012 年版と比べて、計 242 箇所の改正が行われており、農産品、化学品、機械・電器製品、交通工芸等の分野をカバーしている。例えば:

- 環境・社会問題への取組みとして、魚介類、竹製品、木製品に関する品目分類の調整を通じて、特定の資源に対するモニタリングと管理を改善する
- 国際条約によって定められた特殊化学品、危険化学品、残留性有機汚染物質について、新たに「号」(上 6 桁番号)を設けることで、そのモニタリングとコントロールを改善する
- 技術の進歩に合わせて、新聞紙のサイズ基準、LED 電球(チューブ)、マルチコンポーネント IC、ハイブリッドカー、純電気自動車に関する調整が行われた
- 貿易業態の変化に対応するため、一部の商品に対して、既存の「号」に再分類する、新たに「号」を設ける(例えば、ノンアルコールビール)等の調整が行われた

潜在的な影響

2017 年版 HS 品目表の施行に伴い、輸出入企業は品目分類、税負担、貿易管理、コンプライアンス等の面で影響を受けることが予想される。次表では、一部の商品を取り上げて、潜在的な影響について説明する。

¹ [中国税関総署公告 2016 年第 48 号](#)(中華人民共和国税関総署ウェブサイト(中国語))

² [世界税関寄稿\(WCO\)](#)(WCO ウェブサイト(英語))を参照

商品	調整	コメント
新エネルギー自動車	純電気自動車とハイブリッドカーについて、新たに「号」(上 6桁番号)を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産業発展の支援と省エネへの取組みとして、国は新エネルギー自動車のキーパーツに対して税収優遇を与えることで、その輸入を奨励してきた。しかし、完成車を輸入する場合、新エネルギー自動車は伝統的な自動車と同様に、25%の税率が適用される ■ 2017年版HS品目表の施行後、新エネルギー自動車に税収優遇(例えば、輸入段階でより低い暫定税率が適用される)が与えられるか否かについては、明確化が待たれる。関係企業は、政策の動向に留意し、意見公募に積極的に参加することが推奨される
マルチコンポーネント IC	集積回路(IC)の類注を調整し、マルチコンポーネント IC を IC の所属項(すなわち 85.42)に含めた。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在、一般的な実務として、マルチコンポーネント IC は部品・コンポーネントに分類されることが多く、品目分類や輸入関税率適用の錯誤が起きやすく、論争に発展しやすい ■ 2017年版HS品目表の施行に伴い、マルチコンポーネント IC は、IC として 85.42 項に分類されることが明確化されたため、品目分類錯誤の減少と通関手続の利便性を高める上で有利である ■ 留意点として、85.42 項に分類されるその他の商品とは異なり、マルチコンポーネント IC の輸入はゼロ関税を適用できず、ITA に基づき関税が課される。ただし、適用税率は年度ごとに引き下げられる
LED 電球 (チューブ)	新たに号を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在の実務において、LED 電球(チューブ)の品目分類は統一されておらず、85.43 項に分類する税関と、94.05 項に分類する税関が存在する。今回の改正は、品目分類に関する論争の減少、および実務の規範化に有利である ■ LED 電球(チューブ)に適用される輸入関税率と輸出還付率については明確にされておらず、関係企業は今後の政策動向に留意する必要がある
混合したまたは混合してない免疫産品	新たに号を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たに号を設けたことによって、免疫産品の範囲が明確化され、品目分類に関する論争の減少、および実務の規範化に有利である ■ 現行の実務において、免疫産品は一般的に 3002.10 に分類され、輸入時に暫定的にゼロ税率が適用される。2017年版HS品目表の施行後、免疫産品は引き続きゼロ関税の適用を受けられることが予想される。関係企業は今後の政策動向に留意する必要がある
比重が 0.94 未満のエチレン- α -オレフィン共重合体(直鎖状低密度ポリエチレンを含む)	新たに号を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直鎖状低密度ポリエチレンはエチレン-α-オレフィン共重合体の一種として、その優れた性能をもって、薄膜と電線・ケーブル製造業に幅広く応用されている。直鎖状低密度ポリエチレンに適用すべき HS コードについては、グローバルな範囲での論争が存在する。例えば、中国は 3901.9020 に分類するのに対して、米国では 3901.1050.10 に分類している ■ 新たな号の設定は、グローバルにおける当該商品の品目分類の統一に有利である。プラスチック製造業は、HS コードの変動に伴う中国輸入関税率と輸出還付率の調整に留意する必要がある

デロイト中国のコメント

HS 品目表は 5 年ごとに見直されるため、今回の改正は、将来の長い期間において、企業に持続的な影響を与えることが予想される。改正リストに記載された商品を取り扱う企業は、今回の改正に細心の注意を払い、潜在的な影響を評価するとともに、速やかに対応する必要がある。関係企業には、下記の対応措置が推奨される。

- 新たに号が設けられた商品について、適用関税率と輸出還付率に関する政策の動向に留意すること
- 最新版の HS 品目表と類注に基づき、HS コードの変更が必要である取扱商品の有無を確認し、必要に応じて社内または社外の部門に連絡すること
- 貿易自動化システムを運用している企業は、HS コードと関連情報の更新を滞りなく行うこと
- HS コードの変更は、以前の申告における HS コードの正確性に対する税関の質疑と追求を引き起こす可能性があるため、予めリスク評価を行い、必要に応じて、自主開示を通じて処罰の軽減を図ること
- 商品仮分類制度を合理的に利用し、自主的に税関とコミュニケーションを取ることで、リスクの事前対応とコンプライアンス確保を図ること
- 今回の改正によってもたらされたチャンスとチャレンジを評価し、事前に対応策を講じることでコンプライアンスを確保すること

※本記事は、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

税務情報 Q&A

Q: 中国では税関による調査が活発化していると聞いていますが、何か制度改正等があったのでしょうか？

A:

デロイト中国 北京事務所 竹田 剛

2016 年中に、税関に関する制度変更がいくつかありました。本稿では、そのうちの 1 つである、2016 年 3 月に税関総署が公布、施行した「中華人民共和国税関：輸出入貨物税関申告書の記入規範の改訂に関する公告」(以下、「20 号公告」と表記)について解説します。

20 号公告の目的には、税関申告書(中国語:報関単)の情報の網羅性の向上等がある一方で、税関申告書の記載事項として、新たに以下の 3 つの質問が追加されました。

- ① 貨物の取引先との特殊関係が存在するか否か
- ② その特殊関係が貨物の成約価格に影響しているか否か
- ③ 貨物と関連するロイヤリティーがあるか否か

これらは税関による調査にて頻繁に取り上げられる項目であり、特に日系企業が日本の親会社から貨物を購輸入する場合は注意が必要です。

この 20 号公告が施行されて以降、通関時の回答によっては、税関から質疑を受けるケースも散見されています。また、通関時に質疑を受けなくとも、その後に税関調査若しくは、自己検査の形式で税関に質疑を受けることもあります。

では、上記の 3 つの質問でいうところの特殊関係と成約価格への影響、関連するロイヤリティーの定義について見てみましょう。

(1) 特殊関係の有無(20 号公告 第四十三条)

一般税務よりも範疇が広く、独占的代理店等も含まれます。

本項目は「中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」(以下、「査定弁法」と表記)第 16 条に基づき、輸出入における売買当事者双方に特殊関係が存在するか否かを記載、報告することを求めるものです。以下のいずれかに該当する場合には、売買当事者双方に特殊関係が存在するものと見なされ、本項目に「はい(是)」と記載し、そうでなければ「いいえ(否)」と記載することとなります。

- ① 売買当事者双方が同一家族のメンバーである場合
- ② 売買当事者双方が相互に商業上の高級管理職又は董事である場合
- ③ 当事者の一方が直接又は間接に相手方の支配を受ける場合
- ④ 売買当事者双方がいずれも直接又は間接に第三者の支配を受ける場合
- ⑤ 売買当事者双方が共同で直接又は間接に第三者を支配する場合
- ⑥ 当事者の一方が直接又は間接に相手方の 5%以上(5%を含む)の、公開発行され、議決権を有する株券又は株式を所有し、支配し、又は保有する場合
- ⑦ 当事者の一方が相手方の従業員、高級管理職又は董事である場合
- ⑧ 売買当事者双方が同一パートナーシップのメンバーである場合

売買当事者双方について、経営上の相互関係を有し、当事者の一方が相手方の独占的代理店、独占的販売店又は独占的譲受人である場合において、前項の規定に該当する場合、特殊関係が存在すると見做されます。

(2) 価格への影響の確認 (20 号公告 四十四条)

特殊関係が存在する売買当事者双方の取引において、以下 3 つのいずれかの方法により特殊関係が輸出入貨物の成約価格に影響を及ぼしていないことを証明できない場合は、特殊関係が価格に影響しているの見做します。

本項目は、「査定弁法」第 17 条に基づき、輸出入における売買当事者双方に存在する特殊関係が成約価格に影響を及ぼしているかどうかを記載、確認するものです。納税義務者が、成約価格が同時又はほぼ同時に発生した以下の価格のいずれかに近似することを証明できない場合には、特殊関係が輸出入貨物の成約価格に影響を及ぼしている見做されるため、本項目に「はい(是)」と記載することとなります。そうでなければ、「いいえ(否)」と記載します。

- ① 国内の特殊関係のない買主に対し売却した同一の、又は類似する輸出入貨物の成約価格
- ② 「査定弁法」に定める逆算価格評価方法(注:「213 号令」第 23 条)に従い確定される同一の又は類似する輸出入の課税価格
- ③ 「査定弁法」に定める計算価格評価方法(注:「213 号令」第 25 条)に従い確定される同一の又は類似する輸出入貨物の課税価格

(3) ロイヤリティー支払の確認(20 号公告 四十五条)

申告金額に含まれていない非貿易項目(ロイヤリティー)が、①貨物に関連していて、②その支払いが貨物の販売条件となっている場合は、貨物の金額に加算する必要があります。

本項目は、「査定弁法」第 13 条に基づき、輸出入における買主が直接又は間接に、売主又は関係者に対してロイヤリティーを支払っているか否かについて記載、確認するものです。ロイヤリティーとは、輸出入貨物の買主が、特許権、商標権、ノウハウ、著作権、ディストリビューション権又は販売権に関する知的財産権の権利者及び権利者の有効な授権者の許諾又は譲渡を取得するため支払う費用をいいます。買主が輸出入において、直接又は間接に、売主又は関係者にロイヤリティーを支払った場合には、本項目に「はい(是)」と記載することとなり、そうでなければ「いいえ(否)」と記載することとなります。

以上の 3 つの質問への回答を根拠に、日系企業が税関当局から関税等の申告漏れについてのリスクを指摘されたり、自己調査や税関調査で税金の追徴を受けるケースが今後増えるものと考えられます。したがって、このような質問に対する回答を事前に検討することが望まれます。

次回はもう 1 つの制度改正である「税関査察条例の改定に関する国務院の決定」(670 号公告)、「税関査察条例実施弁法」(230 号公告)についてご説明したいと思います³。

³ Tax Analysis:2016 年 12 月号を参照のこと。 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/tax/articles/it/tax-analysis-china-december2016.html>

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛 デロイト中国 板谷 圭一ほか
監修: デロイトトーマツ合同会社 西村 美香 DT弁護士法人 鄭 林根

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイトトーマツ合同会社

本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346
三浦 智志 / 中村 剛 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548
滝川 裕介

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085
福島 和宏

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 PRC.
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang District, Dalian, 116011 PRC.
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 PRC
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119
山野辺 純一 / 前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 PRC
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338
小松 大祐

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel: +86-451-8586-0060 / Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383 / Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: +86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel: +853-2871-2998 / Fax: +853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039
藤川 伸貴 / 谷口 直之 / 粟野 清仁

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801
安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル
Tel: 03-6870-3300
鄭 林根

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 PRC.
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218
三浦 智志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 三好 高志 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 PRC.
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 PRC.
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597
松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

瀋陽事務所

Unit 3605-3606, Forum 66 Office Tower 1 No. 1-1 Qingnian Avenue
Shenhe District Shenyang, PRC
Tel: +86 (024) 6785 4068 / Fax: +86 (024) 6785 4067

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel: +86-531-8518-1058 / Fax: +86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 PRC
Tel: +86-23-6310- 6206 / Fax: +86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel: +86-25-5790 -8880 / Fax: +86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel: +86-27-8526-6618 / Fax: +86-27-8526-7032

発行人

デロイトトーマツ 中国サービス グループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel 03-6720-8341 Fax 03-6720-8346
E-mail chugoku@tohatsu.co.jp

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC